

# 仮算定結果に基づく税率改定（案）について

資料 3

## 1 国民健康保険税の税率改正の経緯

(1) 平成 30 年度の県単位化を受けて税率改定を検討し、令和 2 年度に基本方針を定めた。

**国民健康保険税の税率改正の基本方針**

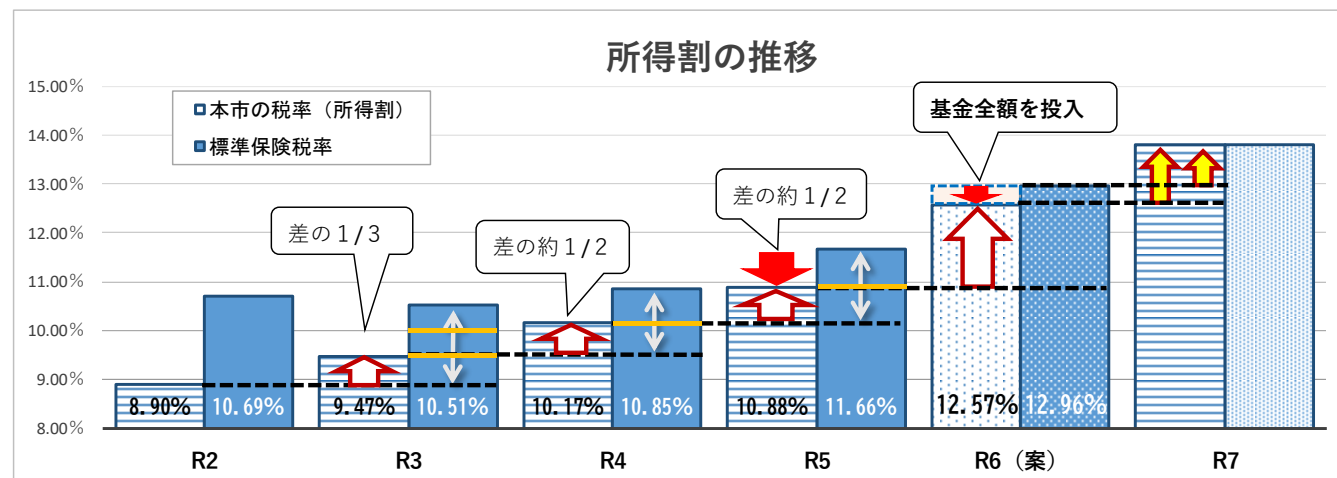
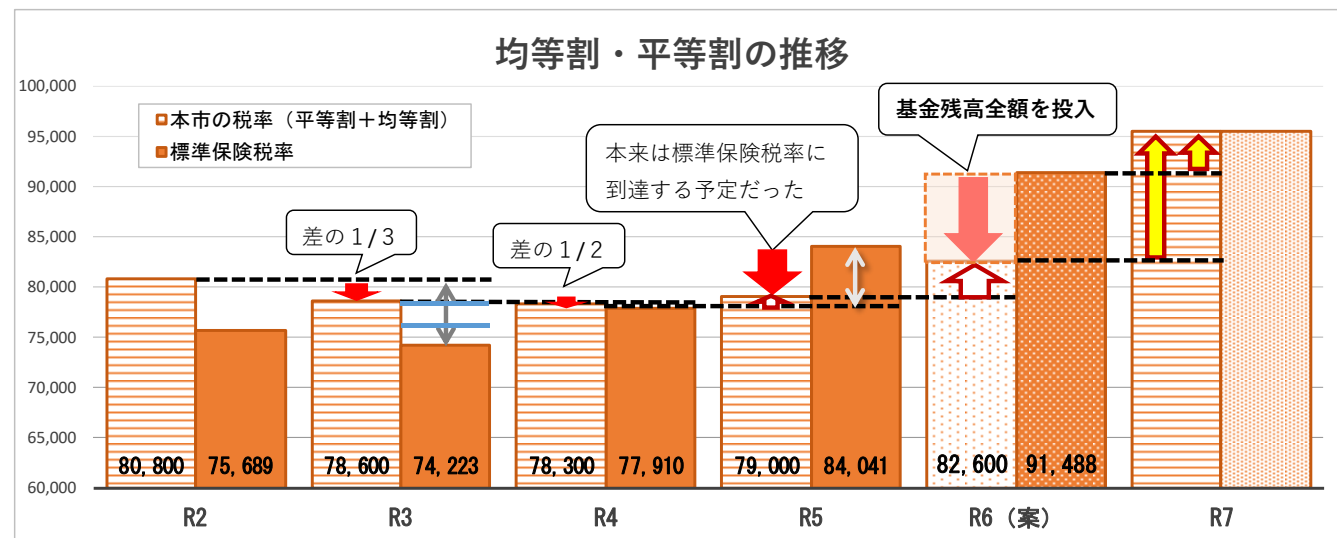
令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間で標準保険料率まで上げる。

- 標準保険料率は毎年変わるため、下記のとおり調整を図る。  
 $R3 \text{ 年度税率} = R2 \text{ 年度税率} + (R3 \text{ 標準保険料率} - R2 \text{ 年度税率}) \div 3$   
 $R4 \text{ 年度税率} = R3 \text{ 年度税率} + (R4 \text{ 標準保険料率} - R3 \text{ 年度税率}) \div 2$   
 $R5 \text{ 年度税率} = R5 \text{ 標準保険料率}$
- ただし、加入世帯数が最も多い所得段階において、課税総額が 5% 以上の増額とならないよう、配慮する。

(2) 令和 5 年度の事業費納付金が高騰したため、方針を 1 年間延伸した。

令和 5 年度の事業費納付金が、被保険者数一人当たりにして 10% 以上の伸びとなり、方針を定めた当初の想定「年間 3% の伸び」を大きく上回る事となったため、基金を投入して激変緩和を図った。

## 2 令和 6 年度保険税率（案）



(ケース別試算)

所得帯	R2	R3	R4	R5	R6 標準保険料率	R6 案	世帯分布	総所得
約 2%	990,000	990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000	1,060,000	約 2%	960 万円
約 5%	740,500	764,100	776,200	821,900	970,400	926,400	約 5%	500 万円
約 8%	360,500	358,000	370,300	390,200	431,500	401,100	約 8%	300 万円
約 21%	233,400	229,400	239,100	248,700	293,500	273,400	約 21%	150 万円
約 12%	98,000	91,000	93,100	97,700	118,500	109,100	約 12%	100 万円
約 23%	24,100	23,400	23,400	23,600	27,300	24,600	約 23%	0 円
約 29%	24,100	23,400	23,400	23,600	27,300	24,600	約 29%	0 円

注: 基金残高全額を投入

《参考》

【モデルケース】

賦課限度超過世帯 R5＝給与収入約 1,140 万円（給与所得 960 万円）  
R6＝給与収入約 1,160 万円（給与所得 980 万円）

※所得がこれ以上になる世帯は、保険税額が頭打ちになる。



所得 650 万円世帯 給与収入約 845 万円（月額約 70 万円）  
40 歳以上の夫婦 2 人と子ども 2 人の 4 人世帯を想定。



所得 300 万円世帯 給与収入 430 万円（月額約 36 万円強）  
40 歳未満の夫婦 2 人と子ども 2 人の 4 人世帯を想定。



所得 156 万円世帯 給与収入約 234 万円（月額約 20 万円弱）  
尾張旭市国保の 1 世帯当たりの平均（H30 当時。R4 は 157 万円）  
40 歳以上の夫婦 2 人世帯を想定



所得 100 万円世帯 年金収入 210 万円（月額 17 万 5 千円）  
年金所得の 65 歳以上 74 歳未満の夫婦 2 人世帯を想定



所得 0 円世帯  
40 歳以上の単身世帯を想定



事業概要で公表している所得区分による世帯分布

